



秋田県公報

目 次

議会訓令	ページ
秋田県議会議事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令(一・議事事務局総務課)	1
教育委員会規則	
秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(一九・教育庁総務課)	1
市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(二〇・教育庁総務課)	2
県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則(二一・高校教育課)	4
秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則(二二・高校教育課)	6
秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則(二三・特別支援教育課)	6
教育委員会訓令	
秋田県教育庁等許可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(二三・教育庁総務課)	6
秋田県教育関係職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令(二四・教育庁総務課)	7
人事委員会規則	
人事委員会規則一	7
三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則	7
人事委員会規則七	7
〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	7
人事委員会規則七	8
三(管理職手当)の一部を改正する規則	8
人事委員会規則七	8
三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則	8
人事委員会規則七	10
六二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則	10
人事委員会規則一	10
〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	10
公安委員会規則	

議 会 訓 令

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(一一・警務課)	10
秋田県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則(一二・警務課)	15
地方労働委員会規程	
秋田県地方労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程及び秋田県地方労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程(一・地方労働委員会事務局審査課)	16
公営企業管理規程	
秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程(七・企業局総務課)	16
秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程(八・企業局総務課)	17

秋田県議会訓令第一号

事務局一般

秋田県議会議事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

秋田県議会議長 鈴木洋一

秋田県議会議事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県議会議事務局の組織及び事務に関する規程(昭和三十年十月一日制定)の一部を次のように改正する。

第二十五条第四項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県教育委員会委員長 伊藤美津子

秋田県教育委員会規則第十九号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表中「男鹿市」の下に、「潟上市」を加え、「、河辺郡」を削

る。

附 則

この規則は、平成十七年一月十一日から施行する。ただし、「男鹿市」の下に「潟上市」を加える部分は、同年三月二十二日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年十二月二十四日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第二十号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六十九条及び第七十条を次のように改める。

（支給除外職員）

第六十九条 条例第二十四条第一項の規則で定める職員は、同項に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）から当該基準日の属する月の末日までの間、引き続き次の各号のいずれかに該当する職員とする。

一 第六十七条各号に掲げる職員

二 本邦外にある職員（条例第二十四条第二項の表の扶養親族のある職員に該当する職員（在外教育施設に派遣された者を除く。）を除く。）

（秋田県との権衡上必要があると認められる地域）

第七十条 条例第二十四条第一項第二号の規則で定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）別表に掲げる地域（秋田県内の地域を除く。）とする。

第七十条の二及び第七十条の三を削る。

第七十一条を次のように改める。

（寒冷地手当の額）

第七十一条 条例第二十四条第二項の表の規則で定める額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分		世帯主である職員	世帯等の区分
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員		

一級地	二六、三八〇円	一四、五八〇円	一〇、三四〇円
二級地	一三三、三六〇円	一三、〇六〇円	八、八〇〇円
三級地	一一一、五四〇円	一一、八六〇円	八、六〇〇円
四級地	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円	七、三六〇円

備考 この表における地域の区分及び当該地域の区分に属する地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する地域の区分及び地域（秋田県内の地域を除く。）によるものとする。

2 第五十三条の規定の適用を受ける職員（以下「長期病休者」という。）の寒冷地手当の額は、条例第二十四条第二項の規定による額からその半額を減じた額とする。

3 基準日において条例第二十四条第一項各号に掲げる地域に在勤する職員（第六十九条に規定する職員を除く。以下「支給対象職員」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、条例第二十四条第二項の規定による額を無給休職者等（第六十九条第一号に掲げる職員をいう。以下同じ。）、有給休職者（条例第二十六条第二項、第三項又は第五項の規定により寒冷地手当を支給される職員をいう。以下同じ。）又は長期病休者に該当した月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

一 基準日において無給休職者等、有給休職者又は長期病休者のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの者のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

二 基準日において無給休職者等、有給休職者又は長期病休者のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの者のいずれにも該当しない支給対象職員となつた場合

三 基準日において無給休職者等、有給休職者又は長期病休者のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他のこれらの者のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

四 基準日において有給休職者に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、条例第二十六条第二項、第三項

又は第五項の規定による割合が変更された場合
第七十一条の二から第七十一条の九までを削る。
第七十二条及び第七十三条を次のように改める。

(世帯主)

第七十二条 条例第二十四条第二項の表及び前条第一項の表の世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

一 条例第十四条第二項に規定する扶養親族(以下、「扶養親族」という。)を有する者

二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者
(支給日等)

第七十三条 寒冷地手当は、基準日の属する月の第四十六条に規定する給料の支給日(以下、「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

3 基準日から引き続き第六十九条各号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

4 支給対象職員が基準日の属する月にその所属する任命権者を異にして異動した場合における当該基準日に係る寒冷地手当は、支給日に支給対象職員が所属する任命権者において支給する。

別表第十三の三昭和四十七年五月一日指定の項中

河辺郡雄和町
秋田

市に改める。

附則中第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第十三の三の改正規定は、平成十七年一月十一日から施行する。

2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則(以下、「改正後の規則」という。)第八章の規定及び次項から附則第八項までの規定は、平成十六年十一月一日から適用する。

(経過措置)

3 この項から附則第八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 改正条例 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年秋田県条例第八十号)をいう。

二 改正後の条例 改正条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)をいう。

三 経過措置対象職員 改正条例附則第三項第三号に規定する経過措置対象職員をいう。

四 旧基準日 改正条例附則第三項第三号に規定する旧基準日をいう。

五 基準日 改正後の条例第二十四条第一項に規定する基準日をいう。

4 改正条例附則第四項の規則で定める者は、改正後の規則第六十九条に規定する職員である者とする。

5 改正条例附則第五項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける職員

二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の適用を受ける職員

三 国又は他の地方公共団体の職員(前二号に掲げる職員を除く。)

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者

五 教育委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

6 改正条例附則第五項の職員であつて、旧基準日以降の前項各号に掲げる者として勤務していた期間を職員として勤務していたものとした場合に、基準日(その属する月が平成十九年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者となるものに対しては、この場合において改正条例附則第四項の規定を適用したとしたならば同項の規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、同項の規定の例による額の寒冷地手当を支給する。

7 前項の場合において、同項の職員が旧基準日以降の附則第五項各号に掲げる者として勤務していた期間において改正後の規則第七十条に規定する地域に在勤したことがあるときは、教育委員会が定める額を改正条例附則第四項のみなし寒冷地手当

基礎額とみなして、同項の規定を適用する。

8 改正後の条例第二十六條第一項から第六項までの規定並びに改正後の規則第七十
 一条第二項及び第三項の規定は、改正条例附則第四項又はこの規則附則第六項の規
 定により寒冷地手当を支給される職員について準用する。この場合において、改正
 後の規則第七十一條第二項及び第三項中「条例第二十四條第二項」とあるのは、
 「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年秋田
 県条例第八十号)附則第四項又は市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を
 改正する規則(平成十六年秋田県教育委員会規則第二十号)附則第六項」と読み替
 えるものとする。

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会規則第二十一号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則(昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号)
 の一部を次のように改正する。

別表中	827	41	22	42	932	900	49
	535	22	12	24	593	584	26

24	51	1,024	男 鹿 市		小 "	96	9	1
12	28	650	中 "		中 "	65	4	3

9	115	男 鹿 市		小 "	96	9	1	9
4	76	中 "		中 "	65	4	3	4
		瀧 上 市		小 "	124	7	3	7
		中 "		中 "	68	3	2	3

115	76	141	76
-----	----	-----	----

昭 和 町	小 "	30	2	1	2
	中 "	/	/	/	/
八 郎 瀧 町	小 "	17	1	1	1
	中 "	14	1	0	1
飯 田 川 町	小 "	15	1	1	1
	中 "	/	/	/	/
大 玉 町	小 "	79	4	1	4
	中 "	44	2	1	2

八 郎 瀧 町	小 "	17	1	1	1	20
	中 "	14	1	0	1	16

35	/	20	16	18	88	49
----	---	----	----	----	----	----

大 湯 村	小 "	14	1	1	1	1	17
	中 "	10	1	0	1	12	
羽城中学校 組 合	小 "						
	中 "	24	1	1	1	1	27

大

湯 村	小 "	14	1	1	1	17
	中 "	10	1	0	1	12

雄和町

河 辺 町
雄 和 町
本 荘 市

小 "	38	4	1	5	48
中 "	25	2	0	2	29
小 "	35	4	1	4	44
中 "	24	2	0	2	28
小 "	139	8	4	9	160
中 "	82	3	2	5	92

本 荘 市
小 "

139	8	4	9	160
82	3	2	5	92

160
92

極 限

この規則は、平成十七年一月十一日から施行する。ただし、

男 鹿 市	小 "	
	中 "	

96	9	1	9	115
65	4	3	4	76

男鹿市

男 鹿 市	小 "	96
	中 "	65
湯 上 市	小 "	124
	中 "	68

9	1	9	115
4	3	4	76
7	3	7	141
3	2	3	76

115
76

昭 和 町	小 "	30
	中 "	
八 郎 湯 町	小 "	17
	中 "	14
飯 田 川 町	小 "	15
	中 "	
天 王 町	小 "	79
	中 "	

	中	44
--	---	----

2	1	2	35
/	/	/	/
1	1	1	20
1	0	1	16
1	1	1	18
/	/	/	/
4	1	4	88
2	1	2	49

八郎潟町		小	17	1
	中	14	1	

1	1	20
0	1	16

大瀧村	小	14	1	1
	中	10	1	0
羽城中学校 組合	小	/	/	/
	中	24	1	1

1	17
1	12
/	/

大瀧村	小	14	1	1
	中	10	1	0

1	27
---	----

17	12
----	----

に改める部分は、同年三月二十二日から施行する。

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会規則第二十二号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表(一)の表秋田県立秋田西高等学校の項中「南秋田郡天王町」を「潟上市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会規則第二十三号

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特殊教育学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立養護学校天王みどり学園の項中「南秋田郡天王町」を「潟上市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

教育委員会訓令

秋田県教育委員会訓令第十三号

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令
秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程（平成八年秋田県教育委員会訓令第
五号）の一部を次のように改正する。

別表第十一号及び第十二号を次のように改める。

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

11	民 事 再 生 法	173	1		再生計画案の可決による公益法人の継続の認可	30	"	"	
12	破 産 法	219	1		破産手続廃止の申立てをしようとする公益法人に対する継続の認可	30	"	"	

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第十四号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育関係職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育関係職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県教育関係職員人事事務取扱規程（昭和四十七年秋田県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号中「英検 級程度） トーナメント」を「英検 級程度 TOEIC 点 TOEFL 点」に、「(6) 破産の宣告を受けたことがあるか。」を「(6) 免職させられたことがあるか。」に改める。

あ る な い
あ る な い
あ る な い

附 則

人 事 委 員 会 規 則

この訓令は、平成十六年十二月二十四日から施行する。

人事委員会規則一 三（現行の規則の廃止）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一 三（現行の規則の廃止）の一部を改正する規則

規則一 三（現行の規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第二条に次のように加える。
規則七 一〇二（平成十五年改正条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等）
規則七 一〇三（平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則
規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。
別表第一イの表の備考第二項中「~~貸付~~」を「~~貸付~~」に改める。

附 則
この規則は、平成十七年一月一日から施行する。
人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

秋田東警察署	署長	主席調査官	副署長	調査官
--------	----	-------	-----	-----

附 則

この規則は、平成十七年二月一日から施行する。ただし、別表知事部局地方労働委員会事務局の項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

人事委員会規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則
規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「条例」といふ。)第二十三条の規定に基づき、寒冷地手当の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条中「第二十二條の二前段に規定する規則に」を「第二十三條第一項の規則で」に、「次に掲げる」を「同項に規定する基準日(以下単に「基準日」といふ。)から当該基準日の属する月の末日までの間、引き続き次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第七号中「職員等で任命権者が人事委員会と協議して定める職員」を「職員(条例第二十三條第二項の表の扶養親族のある職員に該当する職員を除く。)」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第三条第一号に規定する派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員

平成十六年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則
規則七 三(管理職手当)の一部を次のように改正する。
別表知事部局地方労働委員会事務局の項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同表警察秋田臨港警察署の項中「秋田警察署」を「秋田中央警察署」に改め、同表警察秋田臨港警察署の項の次に次のように加える。

第三条及び第四条を次のように改める。

(秋田県等との権衡上必要があると認められる地域)

第三条 条例第二十三條第一項第三号の規則で定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に關する法律(昭和二十四年法律第二百号)別表に掲げる地域(秋田県内の地域及び北海道札幌市を除く。)とする。

(寒冷地手当の額)

第四条 条例第二十三條第二項の表の規則で定める額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	世帯	等	
一級地	二六、三八〇円	一四、五八〇円	一〇、三四〇円
二級地	一三、三六〇円	一三、〇六〇円	八、八〇〇円
三級地	一一、五四〇円	一一、八六〇円	八、六〇〇円

四級地	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円	七、三六〇円
-----	---------	---------	--------

備考 この表における地域の区分及び当該地域の区分に属する地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する地域の区分及び地域（秋田県内の地域及び北海道札幌市を除く。）によるものとする。

2 規則七 七（給与の減額）第三条の規定の適用を受ける職員（以下「長期病休者」という。）の寒冷地手当の額は、条例第二十三條第二項の規定による額からその半額を減じた額とする。

3 基準日において条例第二十三條第一項各号に掲げる地域に在勤する職員（第二条に規定する職員を除く。以下「支給対象職員」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、条例第二十三條第二項の規定による額を無給休職者等（第二条第一号から第七号までに掲げる職員をいう。以下同じ。）、有給休職者（条例第二十四條第二項、第三項又は第五項の規定により寒冷地手当を支給される職員をいう。以下同じ。）又は長期病休者に該当した月の現日数から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

一 基準日において無給休職者等、有給休職者又は長期病休者のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの者のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

二 基準日において無給休職者等、有給休職者又は長期病休者のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの者のいずれにも該当しない支給対象職員となつた場合

三 基準日において無給休職者等、有給休職者又は長期病休者のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他のこれらの者のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

四 基準日において有給休職者に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、条例第二十四條第二項、第三項又は第五項の規定による割合が変更された場合

第五条中「第二十三條第一項から第三項までに規定する」を「第二十三條第二項の表及び前条第一項の表の」に改める。

第六条を次のように改める。

（支給日等）

第六条 寒冷地手当は、基準日の属する月の規則七（一）（給料等の支給）第一条に規

定する給料の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日まで寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

3 基準日から引き続き第二條各号に掲げる職員の内、いずれかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

4 支給対象職員が基準日の属する月にその所属する任命権者を異にして異動した場合における当該基準日に係る寒冷地手当は、支給日に支給対象職員が所属する任命権者において支給する。

第七条から第十五條までを削る。

第十六条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第七条とする。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則
（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の規則七 三〇（寒冷地手当）（以下「改正後の規則」という。）の規定及び次項から附則第八項までの規定は、平成十六年十一月一日から適用する。

（経過措置）

3 この項から附則第八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 改正条例 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年秋田県条例第六十九号）をいう。

二 改正後の条例 改正条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）をいう。

三 経過措置対象職員 改正条例附則第三項第三号に規定する経過措置対象職員をいう。

四 旧基準日 改正条例附則第三項第三号に規定する旧基準日をいう。

五 基準日 改正後の条例第二十三條第一項に規定する基準日をいう。

4 改正条例附則第四項の規則で定める者は、改正後の規則第二条に規定する職員である者とする。

5 改正条例附則第五項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の適用を受ける職員

二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の適用を受ける職員

三 国又は他の地方公共団体の職員(第一号に掲げる職員を除く。)

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者

五 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

6 改正条例附則第五項の職員であつて、旧基準日以降の前項各号に掲げる者として勤務していた期間を職員として勤務していたものとした場合に、基準日(その属する月が平成十九年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者となるものに対しては、この場合において改正条例附則第四項の規定を適用したとすなはば同項の規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、同項の規定の例による額の寒冷地手当を支給する。

7 前項の場合において、同項の職員が旧基準日以降の附則第五項各号に掲げる者として勤務していた期間において改正後の規則第三条に規定する地域に在勤したことがあるときは、人事委員会が定める額を改正条例附則第四項のみなす寒冷地手当基礎額とみなして、同項の規定を適用する。

8 改正後の条例第二十四条第一項から第六項までの規定並びに改正後の規則第四条第二項及び第三項の規定は、改正条例附則第四項又はこの規則附則第六項の規定により寒冷地手当を支給される職員について準用する。この場合において、改正後の規則第四条第二項及び第三項中「条例第二十三条第二項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年秋田県条例第六十九号)附則第四項又は人事委員会規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則(平成十六年十二月二十四日公布)附則第六項」と読み替へるものとする。

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則
規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。
別表第二中「河辺郡河辺町三内」を「秋田市河辺三内」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月十一日から施行する。

人事委員会規則一 〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年十二月二十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一 〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則
規則一 〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。
別表第一地方労働委員会事務局の項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第12号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成16年12月24日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

第1条 秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第一秋田警察署秋田空港警備派出所の項中「河辺郡雄和町権川字山籠49番地」を「秋田市雄和権川字山籠49番地」に改める。

別表第二秋田警察署河辺警察官駐在所の項、秋田警察署坂本警察官駐在所の項、秋田警察署二内警察官駐在所の項、秋田警察署雄和警察官駐在所の項、秋田警察署種平警察官駐在所の項及び秋田警察署大正寺警察官駐在所の項を次のように改める。

河辺警察官駐在所	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下46番地15	秋田市のうち河辺北野田高屋河辺戸島河辺豊成河辺畑谷河辺松判
		河辺和田のうち字石川河原、字上野、字岡村、字金谷神、字上中野、字式

		田、字式田下袋、字下夕川原、字下石川、字下中野、字北条夕崎、字松沢、字和田
坂本警察官駐在所	秋田市河辺和田字坂本北214番地1	秋田市のうち 河辺赤平 河辺大沢 河辺大張野 河辺神内 河辺高岡 河辺諸井 河辺和田のうち字大沢口、字小川向、字上石川、字坂本北、字坂本南、字高屋敷、字堀切沢、字宮崎
三内警察官駐在所	秋田市河辺三内字野崎18番地10	秋田市のうち 河辺岩見 河辺三内
雄和警察官駐在所	秋田市雄和妙法字上大部58番地3	秋田市のうち 雄和相川 雄和石田 雄和芝野新田 雄和下黒瀬 雄和田草川 雄和椿川 雄和戸賀沢 雄和平沢 雄和妙法 雄和女米木
種平警察官駐在所	秋田市雄和種沢字大沢18番地2	秋田市のうち 雄和左手子 雄和種沢 雄和平尾鳥

大正寺警察官駐在所	秋田市雄和新波字樋口60番地	秋田市のうち 雄和新波 雄和碓田 雄和萱ヶ沢 雄和神ヶ村 雄和 <small>飛</small> 雄和向野
-----------	----------------	---

第2条 秋田県警察の組織に関する規則の一部を次のように改正する。
第3条第2項の表警務課の項を次のように改める。

警 務 課	犯罪被害者対策室
-------	----------

警 務 課	秋田東警察署設置準備室長	命を受け、秋田東警察署設置の職員を指揮監督する。
	犯罪被害者対策室長	命を受け、犯罪被害者対策員を指揮監督する。
企 画 官		命を受け、警察運営一般に る事務を掌理する。

第16条第1項の表中

置準備室の事務を掌理し、		
を		
警 務 課	犯罪被害者対策室長	命を受け、犯罪員を指揮監督する
企 画 官		命を受け、警察る事務を掌理する
室の事務を掌理し、室の職		
関する企画及び調整に関する		

被害者対策室の事務を掌理し、室の職
 。

運営一般に関する企画及び調整に関す
 。

に改める。

別表第1 秋田臨港警察署将軍野交番の項中「八橋のうち字イサノ」を削り、同表
 「泉のうち字登木
 秋田臨港警察署外旭川交番の項中 泉菅野一丁目 泉菅野二丁目のうち1番～9番」
 を削り、同表
 秋田臨港警察署の項の次に次のように加える。

秋 田 中 央 警 察 署	秋田駅前交番	秋田市中通七丁目 1番2号	秋田市のうち 千秋北の丸 千秋久保田町 千秋公園 千秋城下町 千秋中島町 千秋明德町 千秋矢留町 中通一丁目～七丁目
	幸町交番	秋田市高陽幸町14 番33号	秋田市のうち 高陽青柳町 高陽幸町 保戸野千代田町 保戸野鉄砲町 八橋のうち字イサノ 八橋イサノ一丁目・二丁目 八橋大沼町 八橋大畑一丁目・二丁目 八橋新川向 八橋田五郎一丁目・二丁目 八橋鯨沼町 八橋三和町

大町交番	秋田市大町三丁目 1番7号	秋田市のうち 大町一丁目～六丁目 旭北栄町 旭北寺町 旭北錦町 旭北錦町 保戸野金砂町 保戸野桜町 保戸野すわ町 保戸野通町 保戸野中町 保戸野八丁 保戸野原の町
榊山交番	秋田市榊山南中町 1番21号	秋田市のうち 榊山のうち字寺小路 榊山愛宕下 榊山大元町 榊山共和町 榊山金照町 榊山佐竹町 榊山城南町 榊山城南新町 榊山登町 榊山古川新町 榊山本町 榊山南新町上丁 榊山南新町下丁 榊山南中町 南通亀の町 南通築地

		南通みその町 南通宮田
牛島交番	秋田市牛島東六丁目1番31号	秋田市のうち 牛島のうち字東瀧敷 牛島西一丁目～四丁目 牛島東一丁目～七丁目 牛島南一丁目・二丁目 大住一丁目～四丁目 仁井田のうち字瀧中島 仁井田瀧中町 仁井田栄町 仁井田露見町 仁井田福島一丁目・二丁目 仁井田ニツ屋一丁目・二丁目 仁井田緑町
山王交番	秋田市山王中島町10番23号	秋田市のうち 山王一丁目～七丁目 山王新町 山王中島町 山王中園町 山王沼田町 山王臨海町 八橋のうち字下八橋 八橋運動公園 八橋大道東 八橋本町一丁目～六丁目 八橋南一丁目・二丁目 川尻大川町 川尻御休町 川尻町のうち字大川反、字中島 川尻みよし町 川尻若葉町

茨島交番	秋田市茨島一丁目1番3号	秋田市のうち 卸町一丁目～五丁目 川尻上野町 川尻新川町 川尻総社町 川元小川町 川元開和町 川元松丘町 川元むつみ町 川元山下町 旭南一丁目～三丁目 橋山川口境 茨島一丁目～七丁目
新屋交番	秋田市新屋扇町2番30号	秋田市のうち 新屋扇町 新屋大川町 新屋沖田町 新屋表町 新屋栗田町 新屋渋谷町 新屋高美町 新屋田尻沢中町 新屋田尻沢西町 新屋田尻沢東町 新屋島木町 新屋比内町 新屋日吉町 新屋前野町 新屋町のうち字渋谷地、字清水出脇、字新町後、字関町後、字田尻沢 新屋元町
勝平交番	秋田市新屋船場町	秋田市のうち

<p>6番44号</p>	<p>新屋朝日町 新屋勝平台 新屋勝平町 新屋北浜町 新屋寿町 新屋下川原町 新屋天稗野 新屋船場町 新屋町のうち字砂奴寄、字下川原、字天稗野、字割山 新屋松美ガ丘北町 新屋松美ガ丘東町 新屋松美ガ丘南町 新屋松美町 新屋南浜町 新屋豊町 新屋割山町 向浜一丁目・二丁目</p>	<p>仁井田交番 秋田市仁井田本町五丁目3番8号</p>	<p>秋田市のうち 御野場一丁目～八丁目 御野場新町一丁目～五丁目 仁井田のうち字大野、字粕谷道、字上新田、字川久保、字切上、字小中島、字下新田、字新中島、字塚廻(うち1番から134番1までを除く。)字中新田、字中谷地、字仲谷地、字西瀧敷、字古川向、字柳林、字白蒨溜、字横山 仁井田小中島 仁井田新田一丁目～三丁目 仁井田本町一丁目～六丁目 仁井田目長田一丁目～三丁目</p>
--------------	---	----------------------------------	--

別表第1 秋田警察署の項を次のように改める。

<p>秋田東警察署 城東交番</p>	<p>秋田市広面字樋ノ沖94番地9</p>	<p>秋田市のうち 大平台一丁目～四丁目 桜一丁目～四丁目 桜ガ丘一丁目～五丁目 桜台一丁目～三丁目 下北手黒川 下北手桜 下北手寒川 下北手宝川 下北手通沢 下北手梨平 下北手松崎 下北手柳館 樋山のうち字石塚谷地、字太田沢 樋山石塚町 樋山太田町 東通一丁目～八丁目 東通観音前 東通館ノ越 東通仲町 東通明田 広面 柳田 横森一丁目～五丁目</p>
<p>手形交番</p>	<p>秋田市手形住吉町4番20号</p>	<p>秋田市のうち 手形のうち字大沢、字大松沢、字十七流、字中谷地、字西谷地、字蛇野、字山崎 手形学園町 手形からみでん 手形休下町</p>

		手形新栄町 手形山崎町 手形住吉町 手形田中 手形山北町 手形山中町 手形山西町 手形山東町 手形山南町 蛇野
秋田空港警備 派出所	秋田市雄和椿川字 山籠49番地	

別表第2秋田臨港警察署寺内警察官駐在所の項中「寺内油田二丁目・三丁目」を「寺内のうち字蛭根のうち市道臨海秋操線の南側に、寺内堂ノ沢一丁目・三丁目・三丁目」に、寺内堂ノ沢一丁目・三丁目」に改め、同表秋田臨港警察署の項の次に次のように加える。

秋 田 中 央 警 察 署	秋田警察官駐 在所	秋田市浜田字自在 山88番地	秋田市のうち 浜田
	豊岩警察官駐 在所	秋田市豊岩豊巻字 大日沢55番地	秋田市のうち 豊岩石田坂 豊岩小山 豊岩豊巻
	下浜警察官駐 在所	秋田市下浜長浜字 長坂159番地3	秋田市のうち 下浜桂根 下浜長浜 下浜柳田 下浜八田 下浜羽川

下浜名ケ沢

別表第2秋田警察署上北手警察官駐在所の項中「上北手百崎」を「上北手百崎
仁井田のうち
字沖谷地、字刈切、字桑谷地、字五十五枚、字塚廻（1番から134番1までに限
る。）」に改め、同表秋田警察署浜田警察官駐在所の項、秋田警察署豊岩警察官駐
在所の項及び秋田警察署下浜警察官駐在所の項を削り、同表中「秋田警察署」を
「秋田東警察署」に改める。
別表第3秋田臨港警察署の項中「向浜一丁目・二丁目」を削る。

- 附 則
- この規則は、平成17年2月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年1月11日から施行する。
 - この規則の施行の際現に秋田警察署に勤務する職員は、別に辞令を発せられないときは、秋田中央警察署に勤務を命じられたものとする。

秋田県公安委員会規則第13号
秋田県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則のように定める。
平成16年12月24日

秋田県公安委員長 藤 井 明
秋田県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則
秋田県警察署協議会に関する規則（平成13年秋田県公安委員会規則第5号）の一部
を次のように改正する。

別表中	秋田県秋田警察署協議会	14人	秋
	田県秋田中央警察署協議会	8人	秋
	田県秋田東警察署協議会	6人	秋

に改める。

附 則

地方労働委員会規程

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

秋田県地方労働委員会規程第一号

秋田県地方労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程及び秋田県地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

秋田県地方労働委員会会長 阿部 讓 二

秋田県地方労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程及び秋田県地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

(秋田県地方労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正)

第一条 秋田県地方労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程(昭和六十二年秋田県地方労働委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

題名中「秋田県地方労働委員会」を「秋田県労働委員会」に改める。

第一条中「秋田県地方労働委員会」を「秋田県労働委員会」に改める。

第十一条第一項中「秋田県地方労働委員会事務局審査課」を「秋田県労働委員会事務局審査課」に改める。

様式第一号から様式第四号までの規定中「秋田県地方労働委員会会長」を「秋田県労働委員会会長」に改める。

様式第五号から様式第八号までの規定中「秋田県地方労働委員会会長」を「秋田県労働委員会会長」に改める。

様式第九号及び様式第十号中「秋田県地方労働委員会会長」を「秋田県労働委員会会長」に改める。

様式第十一号中「秋田県地方労働委員会会長」を「秋田県労働委員会会長」に改める。

様式第十二号中「秋田県地方労働委員会会長」を「秋田県労働委員会会長」に改める。

(秋田県地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第二条 秋田県地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成十三年秋田県地方労働委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

題名中「秋田県地方労働委員会」を「秋田県労働委員会」に改める。

第一条中「秋田県地方労働委員会」を「秋田県労働委員会」に改める。

様式第二号から様式第四号までの規定中「秋田県地方労働委員会会長」を「秋田県労働委員会会長」に改める。

様式第五号から様式第八号までの規定中「秋田県地方労働委員会会長」を「秋田県労働委員会会長」に改める。

様式第九号中「秋田県地方労働委員会会長」を「秋田県労働委員会会長」に改める。

様式第十号中「秋田県地方労働委員会会長」を「秋田県労働委員会会長」に改める。

様式第十一号及び様式第十二号中「秋田県地方労働委員会会長」を「秋田県労働委員会会長」に改める。

様式第十三号及び様式第十四号中「秋田県地方労働委員会会長」を「秋田県労働委員会会長」に改める。

様式第十五号から様式第十八号までの規定中「秋田県地方労働委員会会長」を「秋田県労働委員会会長」に改める。

附則

1 この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

2 この規程による改正前の秋田県地方労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程及び秋田県地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公営企業管理規程

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第七号

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第四十五条中「第二十一条の五第一項第十二号」を「第二十一条の五第一項第十五号」に改める。

第七十条の見出し中「できる契約」の下に「の金額」を加え、同条中「自治令第百六十七条の二第一項第一号の規定により随意契約によることができる契約」を「令第

二十一条の十四第一項第一号に規定する管理規程で定める額」に改め、「を超えない契約」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第八号

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業局企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二十條を次のように改める。

（寒冷地手当）

第二十條 條例第十二條の管理者が定める職員は、同條に規定する日（以下この條において「基準日」という。）から当該基準日の属する月の末日までの間、引き続き次の各号のいずれかに該当する職員とする。

一 無給休職者（法第二十八條第二項第一号又は職員の休職の事由に関する條例（昭和五十四年秋田県條例第三号）第二條の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

二 刑事休職者（法第二十八條第二項第二号の規定により休職にされている職員をいう。）

三 停職者（法第二十九條の規定により停職にされている職員をいう。）

四 専従休職者（地方公営企業等の労働関係に関する法律第六條第一項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。）

五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二條の規定により育児休業をしている職員

六 公益法人等への職員の派遣等に関する條例（平成十三年秋田県條例第六十四号）第三條第一号に規定する派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員

七 本邦外にある職員（次項の表の扶養親族のある職員に該当する職員を除く。）

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世 帯 主 である 職 員		世 帯 等 の 区 分	
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円
			七、三六〇円
		その他の職員	

3 前項の表の世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

一 扶養親族（條例第三條第二項に規定する扶養親族をいう。次号において同じ。）を有する者

二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

4 勤務時間規程第十六條第一項の規定による病気休暇の承認を受けている職員であつて、当該病気休暇の開始の日から起算して九十日（別表第七號第一号から第三号までに掲げる事由のいずれかによる場合にあつては二百七十日、同表第四号に掲げる事由による場合にあつては一年）を超えて引き続き勤務しないもの（以下「長期病休者」という。）の寒冷地手当の額は、第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその半額を減じた額とする。

5 基準日において秋田県に在勤する職員（第一項に規定する職員を除く。以下「支給対象職員」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による額を無給休職者等（第一項第一号から第六号までに掲げる職員をいう。以下同じ。）、有給休職者（第二十二條第二項、第三項又は第五項の規定により寒冷地手当を支給される職員をいう。以下同じ。）又は長期病休者に該当した月の現日数から勤務時間規程第四條第一項及び第二項並びに第五條第一項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

一 基準日において無給休職者等、有給休職者又は長期病休者のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの者のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

二 基準日において無給休職者等、有給休職者又は長期病休者のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの者のいずれにも該当しない支給対象職員となつた場合

三 基準日において無給休職者等、有給休職者又は長期病休者のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他のこれらの者のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

四 基準日において有給休職者に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第二十二條第二項、第三項又は第五項の規定による割合が変更された場合

六 寒冷地手当は、基準日の属する月の給料の支給日(以下「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

七 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

八 基準日から引き続き第一項各号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

九 支給対象職員が基準日の属する月にその所属する任命権者を異にして異動した場合における当該基準日に係る寒冷地手当は、支給日に所属する任命権者において支給する。

十 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、一般職員の例による。

第二十二條第五項中、「昭和五十四年秋田県条例第三号」を削り、同条第六項中「第五項」を「前項」に改める。

別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七(第二十條関係)

- 一 脳血管疾患、悪性新生物、心疾患その他成人病と認められるもの
- 二 精神科疾患及び原因不明の疾病
- 三 交通災害による長期治療を要する傷害(職員の重大な過失によると認められる場合を除く。)

四 結核性疾患

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の秋田県企業局企業職員給与規程の規定及び次項から附則第六項までの規定は、平成十六年十一月一日から適用する。

3 この項から附則第六項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号(経過措置)

に定めるところによる。

一 条例 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)をいう。

二 改正前の規程 この規程による改正前の秋田県企業局企業職員給与規程をいう。

三 改正後の規程 この規程による改正後の秋田県企業局企業職員給与規程をいう。

四 経過措置対象職員 平成十六年十月八日(以下「旧基準日」という。)から引き続き秋田県に在勤する職員(条例第十三条の七又は第十三条の八の規定の適用を受ける職員を除く。)をいう。

五 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(改正前の規程第二十条第二項に規定する世帯等の区分をいう。以下同じ。)のうち、同項の規定を適用したとすれば算出される基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

六 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の規程第二十条第一項に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして改正前の規程第二十条第一項及び第二項の規定を適用したとすれば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。

七 基準日(その属する月が平成十九年三月までのものに限り。)において経過措置対象職員である者(改正後の規程第二十条第一項に規定する職員である者を除く。)に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額(以下「特例支給額」という。)が、その者につき同条第二項の規定を適用したとすれば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、同条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

八 改正後の規程第二十条第四項及び第五項並びに第二十二條第一項から第五項までの規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される職員について準用する。この場合において、改正後の規程第二十条第四項中「第二項」とあるのは、「秋田県企業

平成十六年十一月から平成十七年三月まで	六、〇〇〇円
平成十七年十一月から平成十八年三月まで	一〇、〇〇〇円
平成十八年十一月から平成十九年三月まで	一四、〇〇〇円

九 改正後の規程第二十条第四項及び第五項並びに第二十二條第一項から第五項までの規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される職員について準用する。この場合において、改正後の規程第二十条第四項中「第二項」とあるのは、「秋田県企業

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄